



赤い羽根とちぎ「子ども・子育て」支援特別助成実施要領

1 目的

本助成事業は、栃木県内の子どもたちを取り巻く課題や子育て環境に係る課題の解決・改善を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的に、とちぎコープ生活協同組合が行う「はがき・切手回収キャンペーン（※）」による寄付金を原資に共同募金運動の一環として実施する。

2 助成対象団体

栃木県内において、次の各号の要件を満たした団体を対象とする。

- (1) 民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない）
- (2) 3名以上で構成されていること
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報等を公開できること
- (4) 設立から1年が経過していない団体については、申請の時点で活動の実態があり、その実績を示すことができること
- (5) 団体名義の金融機関預貯金口座を開設していること
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと
- (7) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

3 助成対象事業

子どもたちや子育て世帯の支援を目的として、栃木県内で申請者が自ら主催する次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

なお、地方自治体等が申請者に対して委託した事業並びに他の助成金や補助金等を受けて実施する事業は助成対象としない。

- (1) 衣食住などの面で生活の支援を行う事業
- (2) 相談支援を行う事業
- (3) 社会的孤立を防ぐための居場所の提供を行う事業
- (4) 様々な学びの機会の提供や学習支援を行う事業
- (5) 子育てに関する支援を行う事業

4 実施日程等

本特別助成の実施日程は別紙「赤い羽根とちぎ『子ども・子育て』支援特別助成 実施日程表」のとおりとする。

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に必要な経費とする。ただし、団体の管理運営に係る経費（汎用性の高い事務用品の購入含む）及び人件費については対象としない。

6 助成限度額等

1 団体に対する助成限度額は 30 万円とする。

助成申請額は 5 万円以上とし、千円単位での申請とする。

7 助成の申請

1 団体が 1 回の募集につき申請できるのは 1 事業とする。

助成を希望する者は、「助成申請書（別記様式 1）」に次の各号に掲げる書類を添付して、本会が指定する期日までに提出すること。

（1）定款または会則等

（2）最新の事業報告書及び決算書（設立から 1 年に満たない場合には、事業報告書及び決算書に準じた資料）

（3）最新の事業計画書及び予算書

（4）10 万円以上の機器備品の購入について申請する場合には、カタログ及び見積書の写し

（5）日頃の団体の活動の様子が分かる資料（パンフレット、新聞記事など）

8 審査

書類審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査及び現地調査を行う。

9 査定

申請のあった事業について、現状の課題認識、見込まれる成果及び本助成決定事業以降の取り組みに関する計画性並びに緊急性、実現性及び必要性に留意して査定を行う。

10 助成の決定（通知）

助成金の交付を決定した時は、申請者あてに通知する。

11 助成金の交付

助成金の交付は、精算払いとし、助成の決定を受けた事業の完了後、1 か月以内に提出される「完了報告書・助成金交付請求書（別記様式 2）」の内容が、適正であることを確認の上、当該団体の預貯金口座あてに送金する。

12 助成を受けることに関する周知

本助成を受けて事業を実施する場合、事業実施時や印刷物及びホームページ等に、赤い羽根共同募金の助成を受ける旨を明示すること。

13 助成決定の取り消し

助成決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成の全部又は一部の決定を取り消す。

（1）事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなつたと認められるとき

（2）助成の対象となつた事業を他の財源で実施したとき

附 則

- 1 この要領は令和 4 年 5 月 11 日に制定し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は令和 8 年 7 月 31 日に改正し、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

※はがき・切手回収キャンペーンとは？

おうちに眠るはがきや切手で「誰一人取り残さない」社会へ

とちぎコープ生活協同組合は、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」の取り組みを推進するため、はがき・切手などを皆さんに寄付いただき、その換金で得られる資金を「取り残されている子ども、取り残される恐れがある子ども」の支援活動をしている団体へ寄付する「はがき・切手回収キャンペーン」に取り組んでいます。

(別紙)

赤い羽根とちぎ「子ども・子育て」支援特別助成 実施日程表

本特別助成は、公募による助成を下記の日程で実施する。

また、公募助成の実施日程については、その都度、ホームページで周知する。

10 月～11 月	申請募集
12 月～2 月	調査及び審査
3 月下旬	助成決定
4 月～翌年 2 月	事業の実施
事業実施完了後 1 か月以内	完了報告書・交付請求書の提出 内容確認後に助成金の交付（送金）